

令和7年度徳島県小学校教育課程研究集会

小学校 特別活動

徳島県立総合教育センター
教職員研修課 谷 聰司

学習指導要領 前文

(前略) これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、**自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる**ようになることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。(後略)

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るもの除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

学習指導要領解説総則編においても説明している通り、道徳科及び特別活動（学級活動）については、毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

「小学校学習指導要領解説 特別活動編」

「教育課程特例校制度」文部科学大臣が指定する学校において、(中略)その特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度

対象となる教科
国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語

「教育課程特例校制度実施要項の改正及び授業時数特例校制度実施要項の決定等について」

特別活動の成果



特別活動はこれまで、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としてきました。

挿絵：Powered by Gemini

小学校・中学校学習指導要領解説 特別活動編 第1章の2の(1)①

特別活動は、学級活動、児童会活動・生徒会活動、（クラブ活動、）学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協調性や異質なものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それが学級文化、学校文化の醸成へつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としている。

特別活動の課題



特色ある教育活動が展開されている一方で、次のような課題も指摘されています。

挿絵：Powered by Gemini

小学校・中学校学習指導要領解説 特別活動編 第1章の2の(1)①

(特別活動において育成を目指す資質・能力の視点)

特別活動は「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とし、各学校において特色ある取組が進められているが、各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につなげるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。特別活動が各教科等の学びの基盤となるという面もあり、教育課程全体における特別活動の役割や機能も明らかにする必要がある。

【特別活動の特質】

「集団活動」「実践的な活動」

なすことによって学ぶ「Learning by Doing」

【特別活動の目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

特別活動において育成すべき資質・能力の重要な視点

人間関係形成

違いを認め合い、みんなと共に生きていく力を育てる。

社会参画

よりよい集団や社会をつくるとする力を育てる。

自己実現

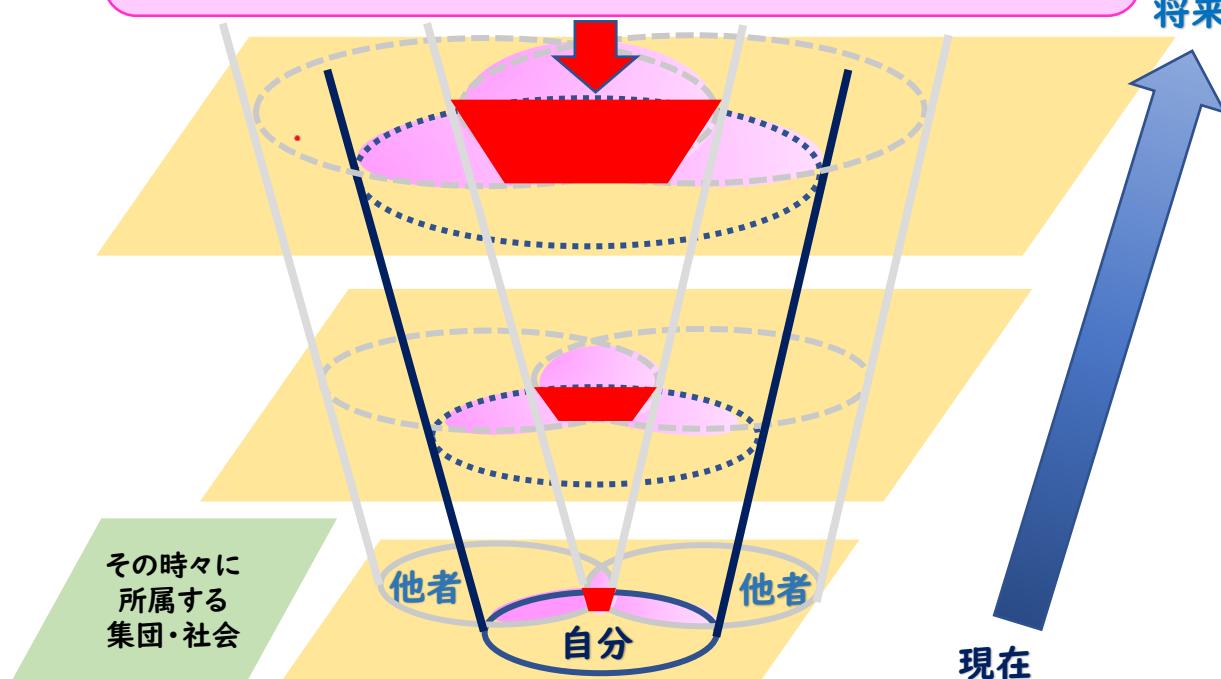
なりたい自分に向けて、がんばる力を育てる。

築きたい人間関係

「個と個」や「個と集団」の関わりの中で、互いのよさを生かし、協働して取り組み、よりよい人間関係を築こうとする視点です。

つくりたい社会
児童が現在、そして将来に所属する様々な集団や社会に対して積極的に関わり、よりよいものにしていこうとする視点です。

なりたい自分
将来を見通して、今の自分にできることを考え、よさや可能性を生かして実践しながら、よりよい自分づくりを目指す視点です。



育成すべき資質・能力における三つの視点が関わり合って成長していくことを示したものです。

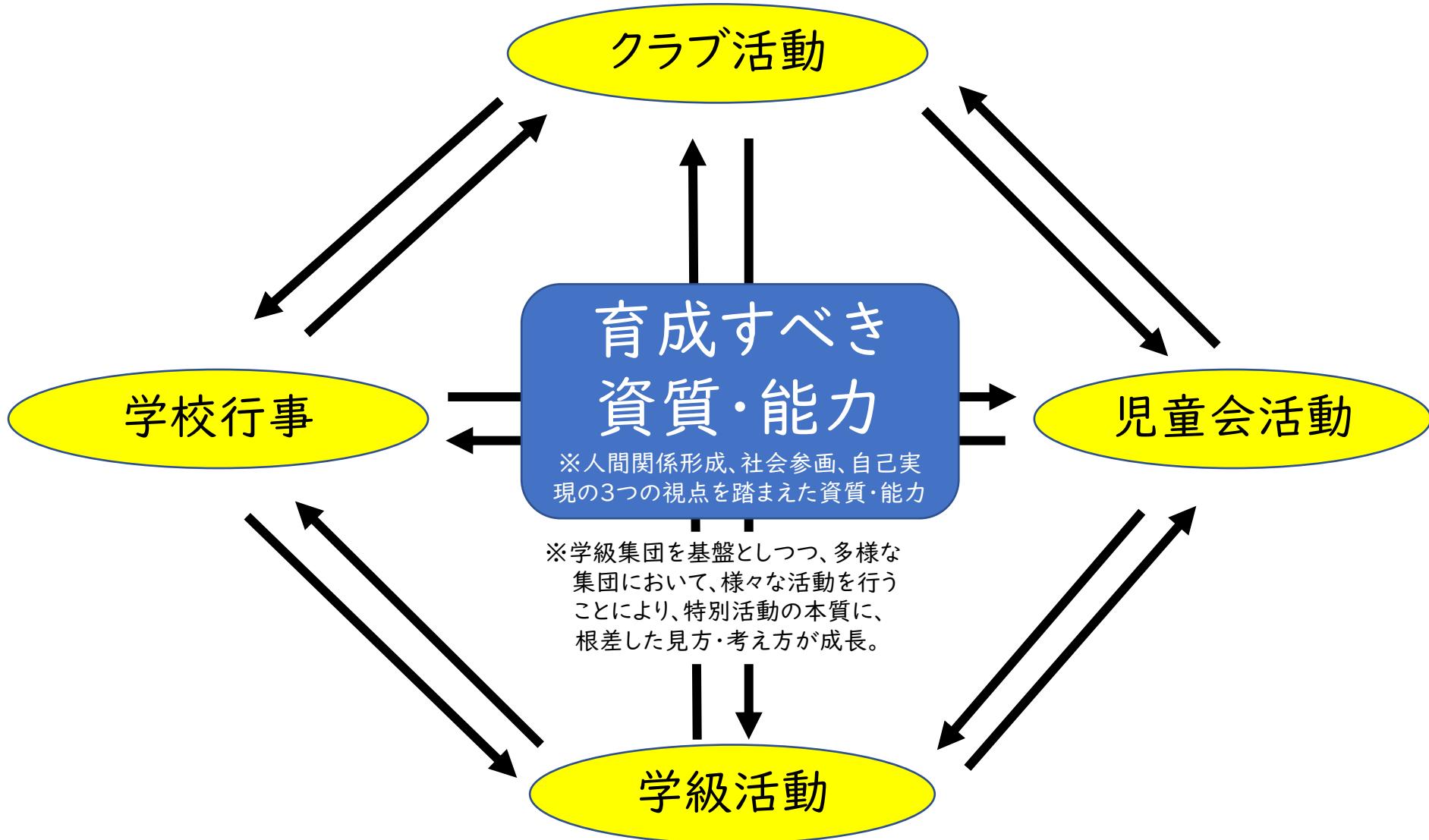
(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようとする。 【知識及び技能】

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。 【思考力、判断力、表現力等】

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の（人間としての）生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育てる。

(※()は中学校) 【学びに向かう力、人間性等】

現在の特別活動における内容の整理



- 学校生活において最も身近で基礎的な所属集団である学級を基盤とした活動。
- より豊かで規律ある生活を送るために、様々な課題の解決方法を話し合い、合意形成を学習する中で、基盤となる資質・能力を育成。

一連の活動過程の中での質の高い学びを実現するために

▶学級活動が教師主体になつていませんか。



挿絵：Powered by Gemini

係活動や当番活動が活発になるような工夫をしていますか。

常に学級目標を意識した活動が展開されていますか。

目的と目標の違いを明確にして言葉掛けをしていますか。

小学校学習指導要領(平成29年告示) 第6章の第3の2(1)

中学校学習指導要領(平成29年告示) 第5章の第3の2(1)

児童生徒の自発的、自動的な活動の効果的な展開

学級活動及び児童会活動・生徒会活動(及びクラブ活動)の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的、自動的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するように工夫すること。

児童生徒の自発的、自動的な活動

「自主的、実践的」であることに加えて、目的をもって編成された集団において、児童生徒自ら課題等を見いだし、その解決方法や取扱い方法などについての合意形成を図り、協力して目標を達成していくもの。

当番活動と係活動の違い

当番活動

学級生活を円滑に維持運営するため、全員が公平に交代して仕事を行い、活動の成果を求め、責任を問う活動。

係活動

豊かな学級生活を創造するため、子供たちの創意工夫により活動が展開され、活動の成果にとらわれず、基本的には責任を問わない活動となる。学校生活を向上・発展させるための活動。



挿絵：Powered by Gemini

児童生徒の自発的、自治的な活動を助長するためには、教師は児童生徒の主体的な活動場面をできるだけ多く取り入れ、合意形成のための話し合い活動の充実や実践活動の場・機会と時間を確保することを大切にしましょう。

令和7年度小・中学校各教科等教育課程研究協議会（特別活動）より

【学級活動】

I 目 標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、**合意形成**し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために**意思決定**して実践したりすることに、**自主的、実践的に取り組む**ことを通して、第Iの目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

議題と題材の違い

●学級活動(1)

議題：児童生徒が問題を発見、「共同の問題」を選定。解決方法等について話し合い、折り合いをつけて、集団として「合意形成」を図る。

☆キーワード

『自分もよく、みんなもよい』ことを決める。

●学級活動(2)(3)

題材：教師が「共通の問題」として、題材を設定。

教師の指導に従って、解決方法について話しを通して考え、自己の課題に対する解決方法や努力目標を一人一人が「意思決定」する。

望ましい議題の条件

- ・学級や学校の生活をよりよいものにする。
- ・学級の全員に関係することで、自分たちの力で解決できる。
- ・創意工夫の余地がある。
(一人一人が気を付ければ、済む問題ではない。)

児童に任せることができない条件

- ・個人情報やプライバシーの問題
- ・相手を傷つけるような結果が予想される問題
- ・教育課程の変更に関わる問題
- ・校内のきまりや施設・設備の利用の変更などに関わる問題
- ・金銭の徴収に関わる問題
- ・健康・安全に関わる問題

様々な議題を積み重ねて、議題観を豊かにすることが大切

自発的、自治的な活動

教師の適切な指導の下

集団としてよりよく合意形成を図って実践する

議題の選定・「話し合うこと」の適切な設定

- ・45分かけて話し合う価値のある内容に絞る。
- ・基本的に「何をするか」「どのようにするか」「係分担はどうするか」が3つの大きな課題になる。
- ・発達の段階を踏まえ「どのようにするか」に重点を置く。

終末の「教師の話」のポイント

○話し合い活動に対する指導と評価

(前回とくらべてよかつたこと、次回に向けての課題、
司会グループへのねぎらい)

○実践への意欲付け

一連の活動過程の中での質の高い学びを実現するために

▶学級のルールが、教師の決めたものばかりになってしまいか。



学級(集団)で意思決定したことに対する児童の取組状況はどうですか。

共感的な人間関係が育ち、学級が居心地のよい場所になっていますか。

学級において、ルールは守られていますか。

挿絵：Powered by Gemini

小学校学習指導要領(平成29年告示) 第6章の第3の2(1)

中学校学習指導要領(平成29年告示) 第5章の第3の2(1)

児童生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開

学級活動及び児童会活動・生徒会活動(及びクラブ活動)の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するように工夫すること。

自分たちできまりをつくって守る活動

児童生徒自らが、自分たちの話し合い活動により適切なきまりをつくりそれを守る活動は、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動である。

集団の合意形成に主体的に関わり、その決定を尊重するという活動を通して、児童生徒は集団の形成者としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていく。

①作成課題を基にして、「児童の自発的、自治的な
思いを生かす工夫について」を基に協議する。

※学級活動(1)～(3)、児童会活動、クラブ活動、学校
行事のいずれかを明確にする。

②交流したことを参考にして、「自校の児童会活動
をより自発的、自治的な活動にするための指導
について」考え、協議する。

【児童会活動】

Ⅰ 目標

異年齢の児童同士で協力し、**学校生活の充実と向上を
図るための諸問題の解決**に向けて、計画を立て役割を分
担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むこ
とを通して、第Ⅰの目標に掲げる資質・能力を育成すること
を目指す。

児童会活動の内容

Iの資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営

児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) 異年齢集団による交流

児童会が計画や運営を行う集会等の活動において、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図ること。

(3) 学校行事への協力

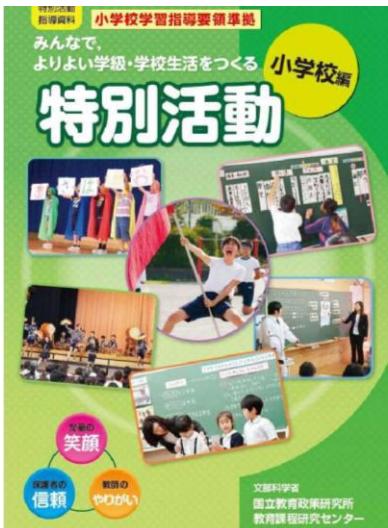
学校行事の特質に応じて、児童会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること。

参考資料

①学習指導案例 ⇒



②指導資料 ⇒



③映像資料
(学級活動) ⇒



小学校特別活動映像パンフレット 目次	
解説 学級活動(1)とは	4
低・中・高/児童・授業・教師 学級会をしよう(入門期の学級会)	5
低・中・高/児童・授業・教師 学級会を開こう	6
低・中・高/児童・授業・教師 研修会の進め方	7
低・中・高/児童・授業・教師 よくいじ・話し合いにするために	8
低・中・高/児童・授業・教師 会議活動をしよう	9
低・中・高/児童・授業・教師 学級会を開こう	10
低・中・高/児童・授業・教師 学級活動(1)の指導の工夫(学級会編)	11
低・中・高/児童・授業・教師 学級活動(1)の指導の工夫(係活動・学級会活動編)	12
解説 学級活動(2)とは	13
低・中・高/児童・授業・教師 みんなのまわりのせりげいん	14
低・中・高/児童・授業・教師 さまざまな食べ物	15
低・中・高/児童・授業・教師 大切な友達	16
低・中・高/児童・授業・教師 感せんじよから身の守り方	17
低・中・高/児童・授業・教師 SNSとの上手な付き合い方	18
低・中・高/児童・授業・教師 学級活動(2)の指導について	19
解説 学級活動(3)とは	20
低・中・高/児童・授業・教師 みんなのこと	21
低・中・高/児童・授業・教師 学びのパワーアップ	22
低・中・高/児童・授業・教師 学級活動(3)の指導について	23

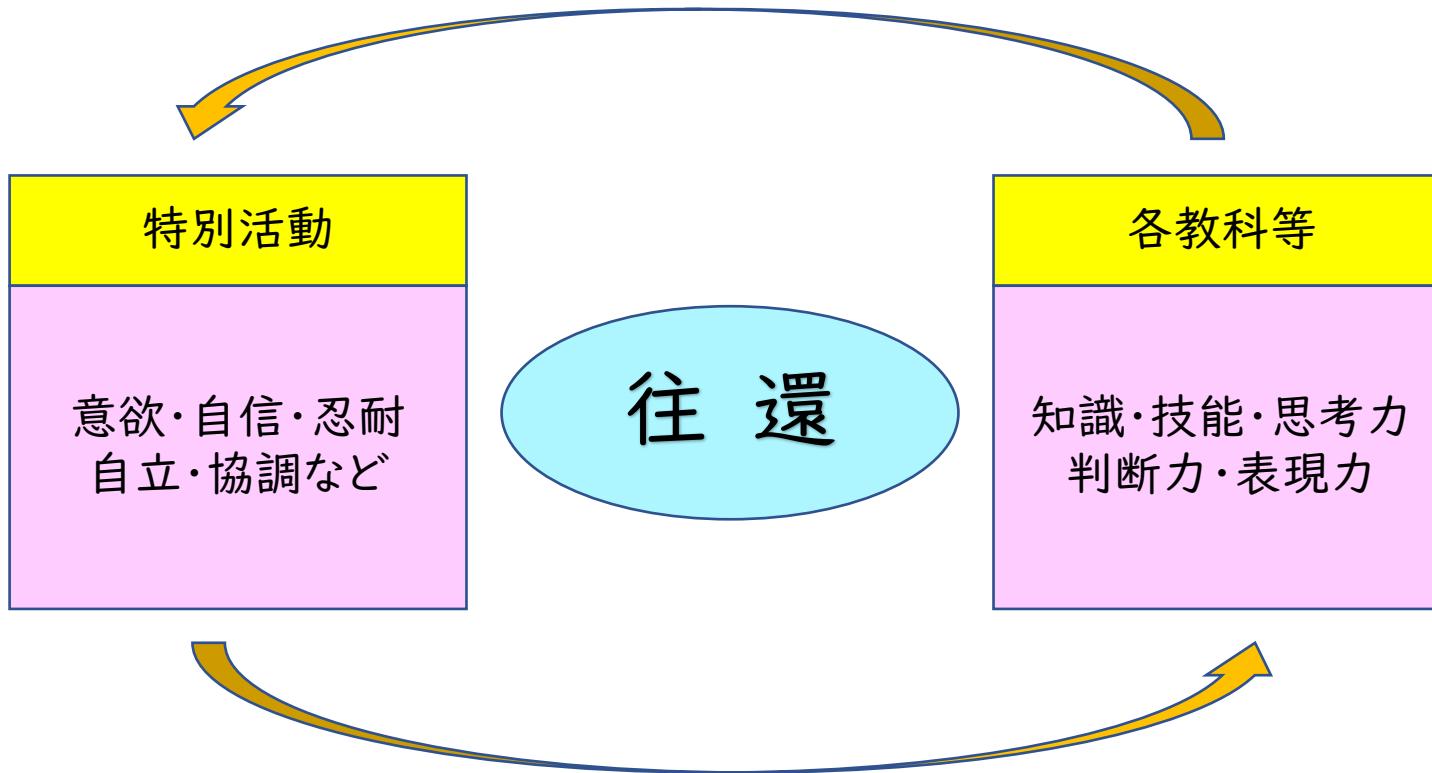
④映像資料
(児童会活動・クラブ活動) ⇒



特別活動において育成を目指す資質・能力

【特別活動を通じた学校生活全体の基盤づくり】

- ・学校、学級づくり(学校文化、学級文化の形成)
- ・人間関係形成能力の育成(コミュニケーションや合意形成など)
- ・社会参画や自己実現のために必要な力



【各教科等の学びを生かした特別活動の実践】

- ・各教科等で身に付けた資質・能力を特別活動の各活動の中で生かす。
- ・自己の生活や進路、キャリアに学校での学びをどう生かすのかという振り返りを行う。

児童による自発的、自治的な活動の充実

よりよい学級や学校の生活を築くための問題を発見したり、集団としての意見をまとめたりするなどの話し合い活動や、話し合いで決まったことを友達と協力して実践したりする活動



多様な集団活動を通して、互いのよさを見付け合い、違いを尊重し合い、仲良くしたり、信頼し合ったりする関係を築く

一朝一夕には
できない

学校としての
積み重ね

円滑な接続に向けた指導について

学級活動(Ⅰ)の指導の充実

小学校の話し合い活動の経験を中学校に生かす

中学校学習指導要領 第5章 特別活動 第2 [学級活動]3 内容の取扱い

(Ⅰ)2の(Ⅰ)の指導に当たっては、**集団としての意見をまとめる話し合い活動など小学校からの積み重ねや経験を生かし**、それらを発展させることができるように工夫すること。

(※ 2(Ⅰ):学級や学校における生活づくりへの参画)

中学校の話し合い活動の経験を高等学校に生かす

高等学校学習指導要領 第5章 特別活動 第2 [ホームルーム活動]3 内容の取扱い

(Ⅰ)内容の(Ⅰ)の指導に当たっては、**集団としての意見をまとめる話し合い活動など中学校からの積み重ねや経験を生かし**、それらを発展させることができるように工夫すること。

(※ 内容(Ⅰ):ホームルームや学校における生活づくりへの参画)

「OUR徳島特活いきいき事業」 令和7年度の研究会の日程

徳島市南井上小学校

- 第1期研究会 令和7年 5月16日(金)
第2期研究会 令和7年 9月25日(木)
第3期研究会 令和8年 1月26日(月)



海陽町立宍喰小学校

- 前期研究会 令和7年 6月30日(月)
後期研究会 令和8年 2月25日(水)

